

— 東日本大震災の被災地域にお住まいの皆様へ —

未払賃金立替払金の支払いについて

被災地域内に所在する事業場に係る未払賃金立替払金については、特に支払いの迅速化を図っていますが、郵便事情等により支払決定通知書（ハガキ）がお手元に届かない場合も想定されます。

つきましては、支払決定状況についてお知りになりたい方は、下記の当機構連絡先までお問い合わせ下さい。

（なお、この度の地震の影響により送金手続きができない金融機関は、現在ありません。）

記

<連絡先>

独立行政法人労働者健康福祉機構

賃金援護部審査課

TEL 044-556-9823

FAX 044-556-9920